

投資情報

資本項目外貨管理の改革と規範化

～外債の自由な人民元転を全国展開～

2016年6月15日、中国国家外貨管理局は、「資本項目の人民元転管理政策の改革及び規範化についての通知」(滙発[2016]16号 以下、「16号通知」と表記)を公布し、同日施行されました。

16号通知の主な内容は以下の4点です。

- ① 中国国内企業(中国資本企業と外国資本企業を含むが、金融機関を除く)は、外債により調達した外貨収入を任意に人民元転することが可能となります。
- ② 資本項目の外貨収入人民元転後の入金口座として、共通の「人民元転後支払待ち口座」を使用することができます。
- ③ 資本項目の外貨収入の使途として、関連会社への貸付や、銀行の元本保証型理財商品への投資が解禁されました。
- ④ 資本項目の外貨収入に関する支払管理規定が統一、規範化されました。

以下、詳細を説明します。

1 外債の自由人民元転

従来、外債による外貨収入の人民元転は、支払実需原則に基づき、実際に支払予定がある場合に限定され、企業は支払取引の証明資料を銀行に提示した上で人民元転を依頼するという管理が行われていました。そのため、企業が為替レートの変動に対応した人民元転を行うことができず、為替リスクをコントロールできないという問題がありました。

2015年8月より、多国籍企業のクロスボーダー資金集中管理において外債の自由人民元転が試行導入され、同年12月に4つの自由貿易試験区へ試行範囲を拡大するなど、中国当局は慎重に外債管理規制の緩和策を模索してきました。これらの経験を経て、外債の自由人民元転は16号通知の施行により全国へ展開されることとなりました。これによって、金融機関を除く中国国内の企業は、支払取引の証明資料を提示することなく、銀行に外債の人民元転を依頼できるようになりました。

16号通知により資本項目の人民元転管理政策が統一され、規範化されたことによって、資本金や外債、海外上場による調達資金の還流など、殆どの資本項目の人民元転が企業の自由裁量によって実行できるようになりました。ただし、外国投資者が会社設立に先行して払込んだ外貨資金のように、支払実需原則に従って人民元転を行う必要のある資本項目が依然として存在する点には注意する必要があります。

一方、企業は従来の支払実需原則による人民元転を選択することも可能ですが、その際は、過去、人民元転を

行った資金について支払いを行う都度、関連証憑を提示しなければならず、銀行がその真実性と合法性を審査します。

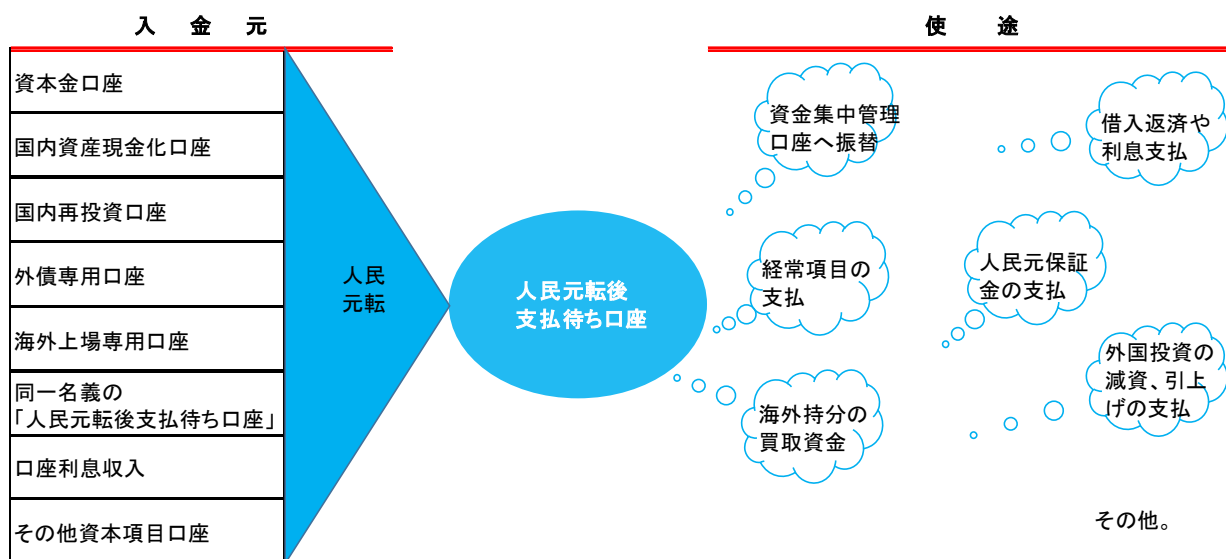
2 「人民幣転後支払待ち口座」の使用

従来、資本項目の外貨収入について、企業は、資本金口座、外債口座、借入の返済口座などそれぞれ専用の銀行口座を開設し、専用口座において人民幣転や関連支払を行う必要がありました。そのため、資本項目の外貨収入の使途がそれぞれ制限され、効率的な資金利用を計画しにくいという問題点がありました。

2015年6月、「外商投資企業外貨資本金人民幣転管理方式の改革についての通知」(滙發[2015]19号、以下、「19号通知」と表記)の施行に伴い、「人民幣転後支払待ち口座」の使用が導入されました。今回の16号通知により、企業が同一銀行ネットワークに開設した同一名義の資本金口座、国内資産現金化口座、国内再投資口座、外債口座、海外上場専用口座など資本項目口座から、外貨収入を人民幣転したのち直接共通の「人民幣転後支払待ち口座」にプーリングすることができます。また、「人民幣転後支払待ち口座」より、中国国内の再投資や、人民幣保証金の支払、外債に係る元本返済や利息支払、外国資本の減資や引上げなどの支払、海外機構のため中国国内税金の立替え等の支払いを行うことができます。

ただし、留意すべきは、資本項目外貨口座から「人民幣転後支払待ち口座」への資金流入は可能ですが、逆に、「人民幣転後支払待ち口座」の人民幣資金で購入した外貨を資本項目外貨口座へ振替ることは禁止されています。また、「人民幣転後支払待ち口座」から担保や保証のために支出された人民幣資金は、担保履行の発生や違約等により控除された金額を除き、必ず「人民幣転後支払待ち口座」に戻す必要があります。

【イメージ:「人民幣転後支払待ち口座」の利用】



3 資本項目の外貨収入の使途の管理

資本項目の外貨収入およびその人民元転後の人民元資金の用途について、16号通知において、使用を禁止する範囲を明示しています。ただし、19号通知の施行により、使用を禁止する範囲が縮小され、関連企業への貸付や、銀行の元本保証型理財商品への投資が解禁され、企業による外貨資金の資産運用が制限付きながら可能となりました。

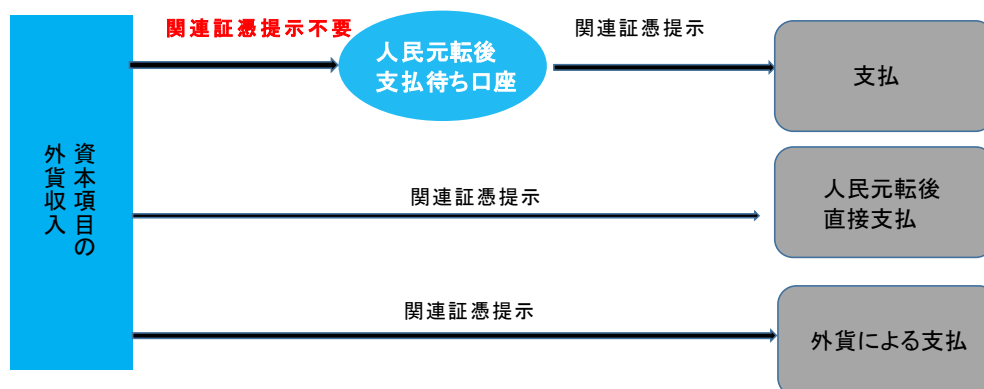
禁止されている用途は以下の通りです。

- ① 直接または間接に企業経営範囲外あるいは国の法令法規により禁止された支出
- ② 直接または間接の証券投資、銀行の元本保証型商品以外の理財商品（別途明確な規定がある場合を除く）
- ③ 非関連企業への貸付（経営範囲により明確に許可された場合を除く）
- ④ 不動産会社以外の企業による、自家用目的ではない不動産の建設や購入

4 資本項目資金の支払管理

16号通知では、資本項目の外貨収入の人民元転のタイミングについて、企業の裁量に委ねますが、外貨資金や人民元転後の人民元資金による支払は、従来通り、支払事実を証明する関連証憑を銀行に提示する必要があります。

【イメージ図】



5 まとめ

16号通知により、資本項目の外貨収入の管理政策が統一、規範化されました。現行法規により制限されているものを除き、ほとんどの資本項目の外貨収入について、企業の裁量で外貨収入の100%まで自由人民元転を選択することができます。また、人民元転比率は暫定的に100%としていますが、経済状況により変更される可能性がありますので、留意する必要があります。

また、資本項目の外貨収入の使用において、「人民元転後支払待ち口座」を共用できますので、今まで資本項

目の外貨収入の使用はそれぞれの専用用途に制限されていましたが、ひとつの財布にプーリングすることで、自由に様々な支出に充てることができ、資金効率の向上等の効果が期待できます。

デロイト トーマツ グループは日本におけるデロイト トウシュ トーマツ リミテッド(英国の法令に基づく保証有限責任会社)のメンバーファームおよびそのグループ法人(有限責任監査法人 トーマツ、デロイト トーマツ コンサルティング合同会社、デロイト トーマツ ファイナンシャルアドバイザー合同会社、デロイト トーマツ 税理士法人および DT 弁護士法人を含む)の総称です。デロイト トーマツ グループは日本で最大級のビジネスプロフェッショナルグループのひとつであり、各法人がそれぞれの適用法令に従い、監査、税務、法務、コンサルティング、ファイナンシャルアドバイザー等を提供しています。また、国内約 40 都市に約 8,700 名の専門家(公認会計士、税理士、弁護士、コンサルタントなど)を擁し、多国籍企業や主要な日本企業をクライアントとしています。詳細はデロイト トーマツ グループ Web サイト(www.deloitte.com/jp)をご覧ください。

Deloitte (デロイト)は、監査、コンサルティング、ファイナンシャルアドバイザーサービス、リスクマネジメント、税務およびこれらに関連するサービスを、さまざまな業種にわたる上場・非上場のクライアントに提供しています。全世界 150 を超える国・地域のメンバーファームのネットワークを通じ、デロイトは、高度に複合化されたビジネスに取り組むクライアントに向けて、深い洞察に基づき、世界最高水準の陣容をもって高品質なサービスを Fortune Global 500® の 8 割の企業に提供しています。“Making an impact that matters”を自らの使命とするデロイトの約 225,000 名の専門家については、[Facebook](#)、[LinkedIn](#)、[Twitter](#) もご覧ください。

Deloitte (デロイト)とは、英国の法令に基づく保証有限責任会社であるデロイト トウシュ トーマツ リミテッド(“DTTL”)ならびにそのネットワーク組織を構成するメンバーファームおよびその関係会社のひとつまたは複数指します。DTTL および各メンバーファームはそれぞれ法的に独立した別個の組織体です。DTTL(または“Deloitte Global”)はクライアントへのサービス提供を行いません。DTTL およびそのメンバーファームについての詳細は www.deloitte.com/jp/about をご覧ください。

本資料は皆様への情報提供として一般的な情報を掲載するのみであり、その性質上、特定の個人や事業体に具体的に適用される個別の事情に対応するものではありません。また、本資料の作成または発行後に、関連する制度その他の適用の前提となる状況について、変動を生じる可能性もあります。個別の事案に適用するためには、当該時点で有効とされる内容により結論等を異にする可能性があることをご留意いただき、本資料の記載のみに依拠して意思決定・行動をされることなく、適用に関する具体的事案をもとに適切な専門家にご相談ください。

© 2016. For information, contact Deloitte Touche Tohmatsu LLC.

Member of
Deloitte Touche Tohmatsu Limited